

7. 医療施設経営安定化推進事業について

- (1) 「医療施設経営安定化推進事業」については、平成11年度から、医療施設の経営健全化対策の一環として、地域の病院の実態把握をもとに、病院経営に係る諸問題につき、その対応策の検討を行うとともに、その結果を各都道府県に情報提供し、個々の病院の経営改善に役立てることを目的として実施している。
- (2) 平成15年度においては、医療の規模や能力に応じた経営マインドを発揮するための方策として、具体的な経営管理手法に関する調査研究を実施するとともに、医療機関が金融機関から必要な資金を調達しやすい環境の整備を図るために、医療機関の経営内容に関する評価指標や評価のための方策を始め資金調達に関する調査研究を実施した。
- (3) 平成16年度においては、医療機関の機能分化及び地域における医療機能の連携が、医療機関の経営にどのような影響をあたえるのか調査研究を実施するとともに、営利を目的としない組織形態における経営が実態上どのように行われているのか、また、営利を目的とした組織形態とどのような違いがあるのか分析し、非営利組織の経営のあり方を検討する調査研究を実施する。
- (4) 本事業は、民間シンクタンクによる実態調査を行い、経営改善に具体的に役立つ情報を取りまとめた上、実践的な形で情報提供を行うものであり、この調査報告書は、都道府県等に対し配布する予定でもあるので積極的に活用願いたい。
- (5) また、公的病院を対象とした経営収支調査や医療法人病院の経営指標については、今後とも継続して作成する予定であるので、引き続きご協力をお願いしたい。
なお、取りまとめた指標等については、医療機関の経営健全化等に資する資料として活用いただくよう、併せてお願いする。

8. 医療機能評価について

(1) 財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価については、国民に対する医療機関情報の提供の充実の観点から、厚生労働省としても、受審を促進する必要があると考えており、平成15年8月の「医療提供体制の改革ビジョン」においても、受審病院数の目標を平成16年度末までに2,000病院としたところ。

(平成16年12月20日現在の認定病院数は1,472病院)

(2) また、平成14年4月の広告規制の緩和の一環として、医療機能評価の評価内容についても、医療機関において広告できることとされているが、同機構においても、評価結果及び評価内容について、平成14年9月より、認定病院の同意を得て、同機構ホームページにより、積極的な公表に努めているところである。

(認定病院1,472施設の内、同意を得た1,272施設を公表(16.12.20現在))

(3) なお、評価事業の概要や評価項目等についても、同機構ホームページで紹介されているので、活用されたい。

(URLは <http://www.jcqh.or.jp>)

(4) 各都道府県におかれては、管下医療機関関係者、公立病院等に対し、第三者による病院評価の重要性に鑑み、医療機能評価事業に対する一層の理解を求めるとともに、普及に努められるよう重ねてお願いしたい。

9. 医療関係PFIについて

- (1) PFI (Private Finance Initiativeの略。)は、公共事業等に民間企業の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることに意義がある。PFIを病院事業に導入することは理論的、技術的に可能であり、特に、自治体立病院の建て替え等に有効な手法であると考えられる。
- (2) PFIの推進については、政府として各種の取組を進めているところであり、平成13年12月5日には、PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)が改正され、行政財産である土地について、PFI事業者が当該事業と合わせて別事業を行う場合であっても貸し付けることが可能となり、事業活動の幅が拡充されることとなるとともに、厚生労働省としても、PFI事業を施設整備費補助金等の交付対象とするための補助金交付要綱の改正を行ったところである。
- (3) 医療関係PFI事業においては、医療法の規定により、診療行為などの中核業務は、その対象とすることはできないが、その関連業務は一括的に対象とすることが可能であり、経費節減及びリスク管理の点で効率化が図られるものと考えられることから、厚生労働省としても、自治体立病院のPFI事業の活用を推進するために、平成11年度より医療関係PFI事業の導入を円滑に実施するための調査研究を毎年実施しているところである。
- (4) なお、先進的な実例として、病院の設計、建築、維持管理、運営を一体的にPFI事業とする高知県・高知市新病院が平成17年3月に、近江八幡市民病院が平成18年度に開院する予定となっている。
- (5) 今後とも、医療関係PFI事業の推進に資するよう、予算・税制・融資等の制度の充実に努めるとともに、実務に即した報告書の作成等、情報提供も引き続き行う予定としているので、自治体立病院のPFI事業化の検討の際に、積極的に活用願いたい。

10. 医療法第25条第1項に基づく立入検査について

(1) 平成15年度に各都道府県等が実施した病院への立入検査の実施率については、94.8%と年々上がってきており、ほとんどの自治体が概ね100%となっている。一方で、一部自治体において90%を下回っているところがあることから、平成17年度は、少なくとも年1回は立入検査できるよう計画願いたい。

また、診療所・助産所への立入検査についても、3年に1回程度の立入検査が実施できるよう願いたい。

(2) 各都道府県等には、医師のいわゆる「名義借り」について「平成16年度の医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について」(16.5.27医政局長通知)において、医療機関における医師の名義借りの実態把握に努めるとともに、名義借りの実態が判明した場合には当省へ情報提供していただくよう依頼しているところである。

平成17年度の定例立入検査においても、引き続き、医師の名義借りについて重点的に確認するなど適切に対処願いたい。

(3) 本年1月、特別養護老人ホームで7名の入所者が相次いで死亡した事例をはじめ、全国の高齢者施設において下痢・嘔吐等の消化器症状を呈する者が頻発しているところである。

病院・診療所等の医療機関においても、高齢者をはじめとして感染症に対する抵抗力が比較的低い患者が多数入院している状況にあることから、平成17年度の立入検査においては、関係法令・通知等の遵守、院内感染管理体制の再徹底等について指導をお願いする。

(4) 平成16年8月から、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いてがん等の診断を行う陽電子放射断層撮影装置を用いた検査(PET検査)を実施するためには、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用できる体制を確保しなければならないこととされたことから、立入検査にあたっては、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(16.8.1医政局長通知)に基づき指導をお願いする。

- (5) 特定機能病院に対する立入検査の実施については、各地方厚生局の医療監視専門官等と連絡を密にし、立入検査が両者合同で円滑に行われるよう引き続き協力願いたい。
- (6) 平成16年10月から、医療事故の発生予防、再発防止策を講じることを目的として、国立高度専門医療センターや特定機能病院等について医療事故等事案の報告が義務づけられたところであるが、この制度の参加の有無にかかわらず、管理上重大な事故があった場合や重大な医療関係法規の違反があった場合等については、引き続き各地方厚生局を通じて幅広い情報提供をお願いするとともに、関係医療機関にその旨ご周知願いたい。
- (7) また、今後の行政の参考にするため、立入検査の結果（臨時での立入検査も含む）又は医療機関に対して医療法に基づく処分（命令や取消等）を行った場合には、当省へ情報提供いただくようお願いする。

1 1 . 院内感染対策について

(1) 全国の高齢者施設等において、ノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団感染と思われる事例が確認されているところであるが、医療機関においても、高齢者をはじめとして感染症に対する抵抗力が比較的低い患者が多数入院していることから、管下医療機関に対し、感染性胃腸炎を含めた院内感染防止体制の再徹底について指導方よろしく願います。

また、院内感染対策は、個々の医療機関が院内感染対策委員会等を中心とした組織的な取組を行うことが重要であることから、管下医療機関において適切な院内感染対策が図られるよう、医療機関の管理者と連携の下、適切な対処方よろしく願います。

(2) 院内感染の防止に関する一般的な留意事項等については、「医療施設における院内感染の防止について」（平成3年6月26日指第46号厚生省健康政策局指導課長通知）により示してきたところであるが、厚生労働科学研究により報告された最新の科学的根拠等に基づき、「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号厚生労働省医政局指導課長通知）として改めたところであるので、新通知を今後の院内感染防止対策の推進に当たって活用いただくとともに、管下医療機関に対する周知方よろしく願います。

なお、国立国際医療センターホームページの「Topics：感染防止対策について」（<http://www.imcj.go.jp/kansen/topmenu.htm>）においても、各種の院内感染対策に関するガイドライン等が閲覧可能であるので、業務の参考とされたい。

(3) 平成14年7月に技術総括審議官の下に設置された「院内感染対策有識者会議」における議論の結論として、平成15年9月には『今後の院内感染対策のあり方について』として報告書が取りまとめられたところであるが、同報告書で示された各種の総論的提言を踏まえた、院内感染対策に関する専門家による各論的な技術的検討を行うことを主な目的に、「院内感染対策中央会議」を設置し、平成17年1月13日に第1回会議が開催されたところである。

同会議においては、各回ごとに、会議における構成員の発言等を踏まえた「提言」を、医療関係者等に対する啓発普及の機会に活用可能な形で取りまとめる予定としているが、第1回会議における提言についても近日中に公表することとしているので、管下医療機関に対する各種の指導の機会において必要に応じ活用するようよろしく願います。

12. 医療放射線の安全対策について

(1) 昨年、診療用高エネルギー放射線発生装置（リニアック装置等）に係る放射線過剰照射と思われる事例が、複数の医療機関において発生したことから、「診療用放射線の過剰照射の防止等の徹底について」（平成16年4月9日医政指発第0409001号厚生労働省医政局指導課長通知）その他一連の通知により、診療用放射線に係る安全管理体制の徹底や、診療用放射線装置の初期設定の再確認等について、管下医療機関に対する指導方をお願いしてきたところである。

今後も引き続き、管下医療機関において適切な対策が図られるよう、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査その他の指導の機会を通じ、医療機関の管理者と連携の下、適切な対処方よろしく願います。

(2) 事故等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、医療法施行規則第30条の25の規定により、直ちにその旨を病院又は診療所の所在地を管轄する保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努めなければならないとされていることから、その遵守について管下医療機関に対する適切な指導方よろしく願います。

